

災害時職員初動マニュアル (案)

令和7年2月

栗 東 市

目 次

I. 総則.....	1
1. 本マニュアルの目的と位置づけ	1
2. 職員初動の基本方針	1
3. 優先すべき行動	2
4. マニュアルの修正及び見直し	2
5. マニュアルの習熟	2
II. 災害時の体制と初動期における活動内容	3
1. 風水害時の配備体制と活動内容	3
2. 地震災害時の配備体制と活動内容	12
III. 各部の初動活動内容	22
1. 危機管理局	22
2. 市長公室	23
3. 政策推進部	24
4. 総務部	25
5. 市民部	26
6. 健康福祉部	27
7. 環境経済部	29
8. 建設部	31
9. 上下水道事業所	32
10. こども家庭局	33
11. 教育委員会	34
12. 議会事務局	35
資 料 編.....	1
1. 栗東市災害対策本部組織	1
2. 災害対策本部等における参集者	4
3. 栗東市災害対策本部事務分掌	8

I. 総則

1. 本マニュアルの目的と位置づけ

本マニュアルは、台風や局地的豪雨などの風水害及び大規模な地震により、災害対策本部が確立され応急対策活動が軌道に乗るまでの、初動期の応急活動を対象としている。

平素から各職員が、本マニュアルを十分確認しておくことにより、実際の災害時には、栗東市地域防災計画による対応が適切に推進され、混乱のない、迅速な応急対策が実施できることを目的としている。

2. 職員初動の基本方針

災害による被害を最小限に抑えるためにまず必要なことは、職員自身の生命身体の安全を確保しつつ、各職員が速やかに定められた持ち場につき、応急対策の体制を確立することである。そして、平成 25 年台風第 18 号の災害対応検証より得た情報共有の徹底、指揮命令系統の明確化、災害情報の発信などの課題を解消し、災害に対して万全の体制を築くことである。

いざというときに市役所が組織として即座に対応できるように各所属、職員が準備をしておくことが重要であり、そのためには平常時から各所属において、災害時の行動を十分にシミュレートしておくことが必要である。

初動期における基本方針は次の5点である。

(1) 人命の優先

市民の生命を災害から守るという重要な責務が課せられている自覚を持ち、人命救助を優先し災害活動に従事すること。

(2) 判断力の養成

災害時は各対策班長等の不在等により、自らが緊急に判断しなくてはならない状況が発生するため、日頃から災害対策に関する知識の習熟に努めること。

(3) 連絡体制の明確化

災害時は連絡手段が途絶する場合があるため、日頃から災害時の様々な状況を想定し、各対策班及び関係団体の非常時における連絡先、連絡手段を明確にしておくこと。

(4) 情報の収集と連絡

災害時の実施すべき対応は、時間の経過、応急対策の実施状況等により変化するため、常に新しい情報の収集に努めるとともに、各自が収集した災害情報、被害状況等の報告を行うこと。

(5) 被災者への適切な対応

災害による家族の死亡や財産損壊による精神的苦痛を最大限考慮し、被災者への軽率な言動は慎むとともに、温かい配慮で誠心誠意接すること。

3. 優先すべき行動

(1) 二次災害の防止

- ①来庁者、児童、生徒等の安全確認・安全確保する。
- ②負傷者がいた場合は、身元を確認し応急処置又は病院へ搬送する。
- ③所管施設の火気、ガラスの破損状況、柱、壁の亀裂などを確認するとともに、散乱物を整理する。

(2) 被害調査及び応急復旧

- ①所管施設の電気、電話、上下水道、冷暖房、ガス等の機能を確認し、機能不能の場合は代替手段の確保に努める。
- ②関係機関、団体から被害状況を収集する。

(3) 災害対策本部設置の準備

- ①所管内の参集者を集約する。
- ②災害活動に必要と考えられる防災資機材、車両や燃料等の確保
- ③防災関係機関との連絡調整

4. マニュアルの修正及び見直し

本マニュアルは、地域防災計画の修正や組織の改編等に伴い必要となる修正等を実施する。配備職員等の修正がある場合は、年度当初に防災担当課が修正を行う。

また、災害の経験や訓練での成果等をもとに、実効性の高いマニュアルを目指して、継続的な見直しを実施する。

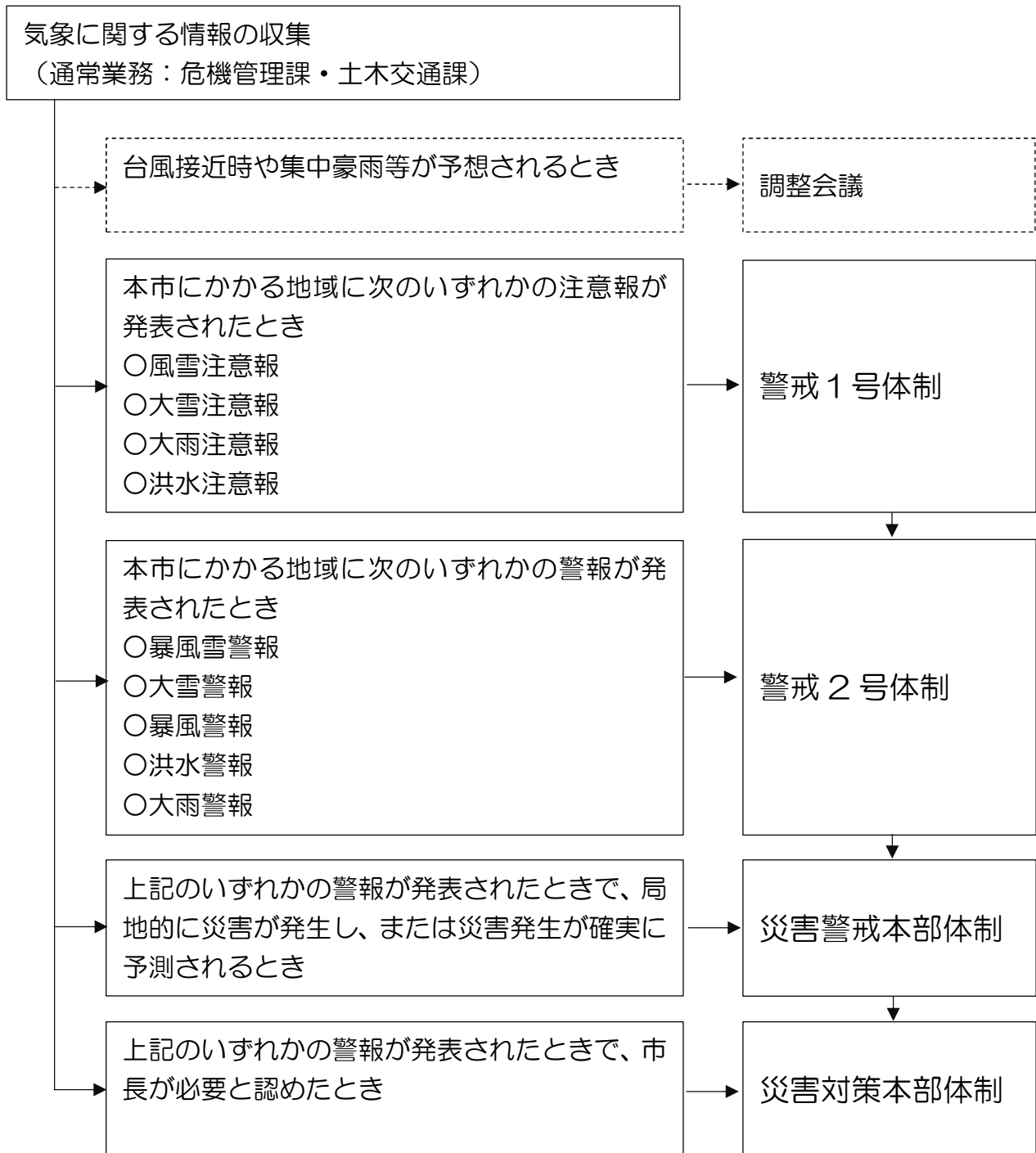
5. マニュアルの習熟

市職員は、本マニュアルについて十分習熟し、災害時の対応を円滑に実施できるよう研鑽に努める。

Ⅱ．災害時の体制と初動期における活動内容

1. 風水害時の配備体制と活動内容

(1) 配備体制の確立



① 調整会議

危機管理課が事務局となり会議の開催日時を決定通知する。おおよそ風雨のピーク時の72時間前、48時間前、24時間前に開催する。その際、対応計画表（次頁参照）に従い、関係部局は、その準備状況を会議で報告する。

組織	事務分掌
市長、副市長、教育長、災害対策本部員（危機管理局長、議会事務局長、市長公室長、政策推進部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、環境経済部長、建設部長、建設部技監、上下水道事業所長、こども家庭局長、教育部長）	台風接近時や災害発生が危惧される状況に陥ることが予測されるときに開催する。 装備品や消耗品、市内の危険箇所などについて、事前に準備を行い、情報の共有と対応方針を協議により、決定する。

② 警戒 1 号体制

配備内容	配備人員
災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行いうる態勢とする	水防配備警戒体制職員(水防配備警戒 1 号体制) 危機管理課職員

※勤務時間内は各所属、勤務時間外は自宅待機とする。

③ 警戒 2 号体制

配備内容	配備人員
災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行いうる態勢とする	水防配備警戒体制職員(水防配備警戒 2 号体制) 危機管理課職員 教育総務課職員（※状況に応じて）

※避難所開設が円滑に行いうる体制とする。

④ 災害警戒本部体制

災害警戒本部		本部事務局	
本部長	副市長	事務局長	危機管理課長
副本部長	教育長	事務局員	災害対策本部事務局 (事務局班・総務班)
統括管理	危機管理局長		
本部員	議会事務局長		
	市長公室長		
	政策推進部長		
	総務部長		
	市民部長		
	健康福祉部長		
	環境経済部長		
	建設部長、建設部技監		
	上下水道事業所長		
	こども家庭局長		
	教育部長		
	中消防署長		
	消防団長		
各部各班			

令和 年 台風第 号に備えた対応計画

	日時	備考
台風最接近想定		
大雨関連警報発令想定		※最接近より6時間前
大雨関連注意報発令想定		※最接近より12時間前

	対策内容	活動内容	議会	危機	市公	政策	総務	市民	福祉	環境	建設	こども	教育	備考
1	危険箇所の確認	土砂災害警戒地域、河川(1級河川含)、池の確認								○	○			
2	レークヒル自治会災害時要支援者の確認	要支援者のリスト作成と誘導方法の確認		○					○					
3	土嚢の作成	最接近見込み2日前までに、必要数をつくり、在庫管理を行う									○			
4	台風対応調整会議	各部の対応の事前確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	避難準備情報・指示の判断基準の確認、自主避難対応	土砂災害警戒情報、地域の検討、対応方法		○										
6	初動対応の確認	本部体制、情報収集体制の確認、各課の初動体制の確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	レークヒル自治会への事前広報	避難の準備についてのお願い文書のポスティング		○				○						
8	平成25年台風第18号被災自治会への連絡	レークヒル、下戸山、目川等自治会との連絡調整		○				○						
9	自主避難所の開設検討・準備	ミセン金勝・ミセン葉山東・ミセン大宝・ミセン治田東		○				○						
10	緊急避難場所の開設準備	資機材、避難受付簿等の確認							○			○		
11	避難場所、職員用食糧の確保	防災倉庫備蓄食糧の準備(職員については全職員非常参集され、長期化した場合)		○			○		○					
12	公共施設の安全確認	各管理施設の台風対策(看板撤去、側溝掃除などの暴風、大雨対策)	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
13	災害対策本部の確保、資機材のチェック	パソコン、プロジェクター、GW、防災計画、マニュアル		○		○								
14	災害対策本部・支部員の緊急連絡先の確認	緊急連絡先の把握確認		○										
15	公用車の確保	公用車の確保と調整					○							
16	職員、団員の参集時期の確認	参集のタイミングの呼出方法の確認		○										
17	各種情報伝達ツールの操作確認	防災防犯メール、エリアメール、防災無線の動作確認、広報車の準備		○										
18	市民への情報配信	ホームページ、フェイスブック		○		○								
19	関係機関との連携確認(警察、署、消防団、南部土木、西部南部)	連携機関の連絡先、体制、担当者の確認		○						○	○			
20	災害対応資機材の確認	土嚢、ブルーシート、ポンプ、発電機、懐中電灯等		○						○	○			
21	学校・園・児童館・学童保育との連携	非常時、児童等安全確保のための連携										○	○	
22	職員休憩場所の確保	庁舎内で確保(委員会室等)					○							
23	報道機関の対応確認	報道機関の対応時期等の確認		○		○								
24	災害ボランティアの確認	社会福祉協議会との連携						○						
25	防疫の確認	事後対応の準備・防疫活動							○	○				

⑤ 災害対策本部体制

災害対策本部		本部事務局	
本部長	市長	事務局長	危機管理課長
副本部長	副市長、教育長	事務局員	災害対策本部事務局 (事務局班・総務班)
統括管理	危機管理局長		
本部員	議会事務局長		
	市長公室長		
	政策推進部長		
	総務部長		
	市民部長		
	健康福祉部長		
	環境経済部長		
	建設部長、建設部技監		
	上下水道事業所長		
	こども家庭局長		
	教育部長		
	中消防署長		
	消防団長		
各部各班			

⇒「資料編 1. 栗東市災害対策本部組織（p 資料 1～3）参照」

（２）動員

危機管理課は、関係する職員に参集を呼びかける際、どのような状況下でも迅速に連絡を行うよう努める。動員体制に基づく実施責任者が必要であると判断した場合は、指定の職員以外の職員にも参集を呼びかける。

体制種類ごとの参集職員、伝達方法、参集場所等はp8 に示す。

警戒 1 号体制、警戒 2 号体制の動員	
勤務時間内	職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、または電話により行う。
勤務時間外	職員参集メールや電話により行う。ただし、警戒 2 号体制時は、発表された気象情報にしたがい、関係する職員は自主参集する。
災害警戒本部体制、災害対策本部体制の動員	
勤務時間内	危機管理局長は、市長、副市長、教育長との協議の上、災害警戒本部もしくは災害対策本部の本部員を職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送または電話などにより非常招集する。また、同時に災害警戒本部もしくは災害対策本部の事務局員や支部員なども同様の伝達手段により非常招集をする。

勤務時間外	危機管理局長は、市長、副市長、教育長との協議の上、災害警戒本部もしくは災害対策本部の本部員を職員参集メールまたは電話などにより非常招集する。また、同時に災害警戒本部もしくは災害対策本部の事務局員や支部員なども同様の伝達手段により非常招集をする。
-------	--

表 体制種類ごとの参集職員、伝達方法、参集場所

体制の種類	発生時期	参集職員	参集伝達方法	参集場所
風雪、大雪、洪水、大雨のいずれかの注意報が発表されたとき(警戒1号体制)	勤務時間内	水防配備警戒体制班員 (水防配備警戒1号体制) 危機管理課職員	庁内放送 電話 職員参集メール 庁内グループウェアシステム チャットツール	各所属
		上記以外の職員	-	各所属
	勤務時間外	水防配備警戒体制班員 (水防配備警戒1号体制) 危機管理課職員	電話 職員参集メール	自宅待機
		上記以外の職員	-	自宅待機
暴風雪、大雪、暴風、洪水、大雨のいずれかの警報が発表されたとき(警戒2号体制)	勤務時間内	水防配備警戒体制班員 (水防配備警戒2号体制) 危機管理課職員 教育総務課職員(※状況に応じて)	庁内放送 電話 職員参集メール 庁内グループウェアシステム チャットツール	各所属
		上記以外の職員	-	各所属
	勤務時間外	水防配備警戒体制班員 (水防配備警戒2号体制) 危機管理課職員 教育総務課職員(※状況に応じて)	電話 職員参集メール	土木交通課 各所属
		上記以外の職員	-	自宅待機
暴風雪、大雪、暴風、洪水、大雨のいずれかの警報が発表されたときで、局地的に災害が発生、または発生が確実に予測されるとき(災害警戒本部体制)	勤務時間内	災害警戒本部関係者	庁内放送 電話 職員参集メール 庁内グループウェアシステム チャットツール	危機管理センター
		上記以外の職員	-	各所属
	勤務時間外	災害警戒本部関係者	電話 職員参集メール	危機管理センター
		上記以外の職員	-	自宅待機
暴風雪、大雪、暴風、洪水、大雨のいずれかの警報が発表され、または大規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき(災害対策本部体制)	勤務時間内	災害対策本部関係者	庁内放送 電話 職員参集メール 庁内グループウェアシステム チャットツール	危機管理センター
		上記以外の職員	-	各所属
	勤務時間外	災害対策本部関係者	電話 職員参集メール	危機管理センター
		上記以外の職員	-	自宅待機

注) 勤務時間外の警戒2号体制について、配備対象となっている職員は、配備の連絡を待つことなく参集し災害対策活動に従事する。

⇒「資料編2. 災害対策本部体制時における参集者(1)(p資料4~5)参照」

(3) 参集

勤務時間内に災害配備体制がとられた場合は、動員職員は、直ちに勤務場所に参集する。

勤務時間外に参集する職員は、できるかぎり早く配備に就ける方法で参集する。(家族の身の安全を事前に指示する)

なお、災害時には河川増水などによる道路・橋の寸断や交通渋滞の可能性があるので自動車の使用は控え、状況に応じて、徒歩、自転車やバイクを利用して参集する。

① 参集者の服装・携行品

応急活動に適した服装を着用し、手袋、タオル、懐中電灯、水筒、食糧、その他非常用品等を携行する。ただし、浸水地域での移動が困難になるため長靴は不可とし、履きなれたスニーカーなどを使用する。

② 参集途中の緊急措置

参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、最寄りの防災機関へ通報する。

③ 被害状況の報告

参集途中で知り得た被害状況等の情報を、その他被害状況等の情報を含め、所属長等を通じて本部に報告する。

なお、被害状況報告については、報告様式を問わない。

※河川の水位や小河川などの浸水状況、道路の冠水状況などをできるかぎり確認

④ 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合でも、報道機関等により災害が発生し、または発生のおそれがあると覚知した場合は、状況に応じ所属長と連絡のうえ、または自らの判断により、速やかに勤務場所に参集することを心掛ける。

⑤ 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを原則とするが、交通の途絶や参集途上で被災のおそれがある場合は、最寄りの市所管施設に参集し、当該機関の上席者の指示に従い応急対策活動に従事する。

⑥ 動員状況の把握・報告

各本部員は、配備指令に基づく職員の動員・配備状況等について把握して、速やかに本部に報告する。

(4) 風水害時の主な活動フロー

発災前に実施			
確認	活動項目	地域防災計画該当箇所	主管部署
☐	配備体制の確立	第3章第1節第1	危機管理局、建設部、環境経済部
☐	情報収集・整理・伝達	第3章第2節第1	危機管理局、政策推進部、総務部、市民部
☐	避難	第3章第3節第1	危機管理局、政策推進部、市民部、健康福祉部、こども家庭局、教育委員会
☐	水防	第3章第3節第2	危機管理局、環境経済部、建設部



発災直後に実施			
確認	活動内容	地域防災計画該当箇所	主管部署
☐	災害救助法の適用	第3章第2節第2	危機管理局、健康福祉部
☐	緊急輸送体制の整備	第3章第2節第3	危機管理局、総務部、市民部、環境経済部、建設部
☐	消防、救急・救助	第3章第3節第3	危機管理局
☐	医療・救護活動	第3章第3節第4	危機管理局、健康福祉部、こども家庭局
☐	避難生活支援	第3章第4節第1	市民部、健康福祉部、こども家庭局、教育委員会
☐	飲料水・食料・生活必需品等の供給	第3章第4節第2	危機管理局、総務部、市民部、健康福祉部、上下水道事業所、教育委員会
☐	ライフラインの応急復旧	第3章第4節第6	危機管理局、政策推進部、環境経済部、上下水道事業所
☐	災害廃棄物処理	第3章第5節第2	危機管理局、市民部、環境経済部、建設部
☐	学校等における応急対策	第3章第5節第3	こども家庭局、教育委員会



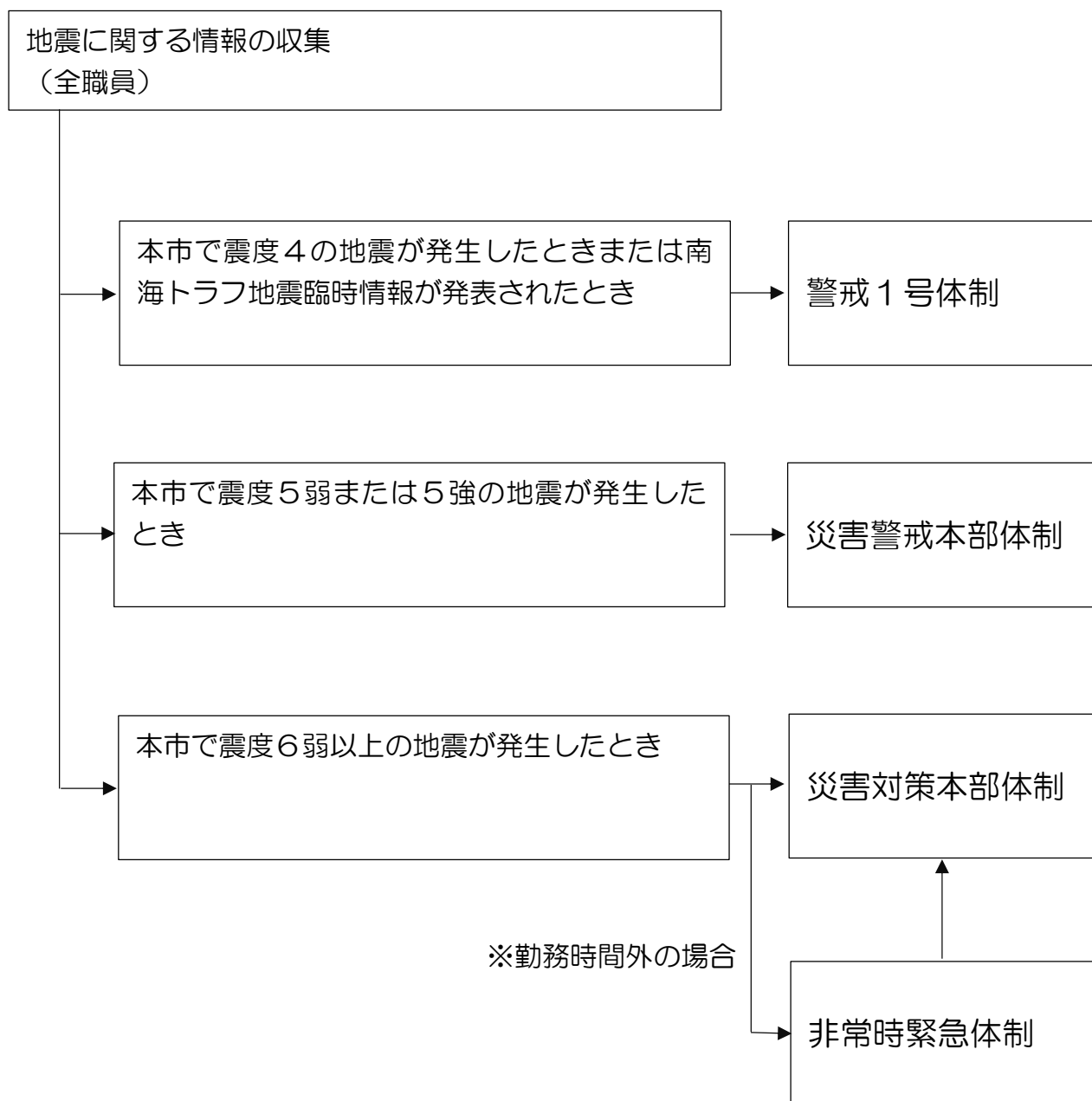
24 時間以内に実施			
確認	活動内容	地域防災計画該当箇所	主管部署
☐	応援の要請、受入れ	第3章第2節第4	危機管理局、総務部
☐	危険物等の二次災害防止活動	第3章第3節第5	危機管理局、環境経済部
☐	その他施設の二次災害防止活動	第3章第3節第6	建設部、環境経済部
☐	要配慮者対策	第3章第4節第3	危機管理局、市民部、健康福祉部、こども家庭局、教育委員会
☐	行方不明者の捜索及び遺体の火葬等	第3章第4節第4	危機管理局、政策推進部、市民部、健康福祉部、環境経済部
☐	防疫、保健衛生	第3章第4節第5	健康福祉部、環境経済部、上下水道事業部
☐	ボランティアの受入れ	第3章第5節第5	危機管理局、市民部、健康福祉部



72 時間以内に実施			
確認	活動内容	地域防災計画該当箇所	主管部署
☐	住宅対策	第3章第5節第1	建設部、健康福祉部
☐	文化財の応急対策	第3章第5節第4	教育委員会
☐	義援金品の配分	第3章第5節第6	健康福祉部、教育委員会

2. 地震災害時の配備体制と活動内容

(1) 配備体制の確立



① 警戒 1 号体制

配備内容	配備人員
本市で震度 4 の地震が発生したとき、または南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき、関係機関で情報連絡活動が円滑に行いうる態勢とする	危機管理局長、議会事務局長、市長公室長、政策推進部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、環境経済部長、建設部技監、建設部長、上下水道事業所長、こども家庭局長、教育部長、災害対策本部事務局（総務班）、危機管理課

※配備人員以外の職員について、勤務時間内は各所属、時間外は自宅待機とする。

② 災害警戒本部体制

災害警戒本部		本部事務局	
本部長	副市長	事務局長	危機管理課長
副本部長	教育長	事務局員	災害対策本部事務局 （事務局班・総務班）
統括管理	危機管理局長		
本部員	議会事務局長		
	市長公室長		
	政策推進部長		
	総務部長		
	市民部長		
	健康福祉部長		
	環境経済部長		
	建設部長、建設部技監		
	上下水道事業所長		
	こども家庭局長		
	教育部長		
	中消防署長		
	消防団長		
各部各班			

③ 災害対策本部体制

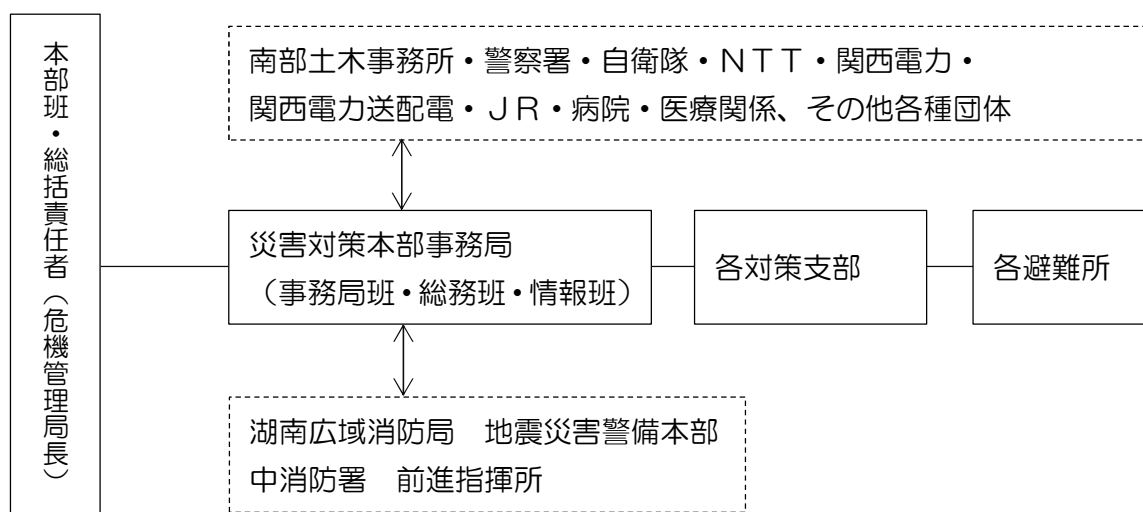
災害対策本部		本部事務局（危機管理局）	
本部長	市長	事務局長	危機管理課長
副本部長	副市長、教育長	事務局員	災害対策本部事務局 （事務局班・総務班）
統括管理	危機管理局長		
本部員	議会事務局長		
	市長公室長		
	政策推進部長		
	総務部長		
	市民部長		
	健康福祉部長		
	環境経済部長		
	建設部長、建設部技監		
	上下水道事業所長		
	こども家庭局長		
	教育部長		
	中消防署長		
	消防団長		
各部各班			

⇒「資料編 1. 栗東市災害対策本部組織（p 資料 1～3）参照」

④ 非常時緊急体制

夜間・休日等に震度 6 弱以上の地震が発生し、職員の参集後、災害対策本部が設置されるまでの間は、次の組織体制により初期応急活動を行う。

この場合、初動期の総括責任者は危機管理局長とし、危機管理局長が不在のときは防災担当責任者が代理する。



（災害対策本部事務局）

名称	班長	構成課・人員等	職務内容
事務局班	危機管理課長	危機管理課	○災害対策本部会議室の準備 ○通信手段の確保
総務班		各部局から課長補佐級 1 人を指名 ※補佐のいない所属にあっては係長	○参集職員の宿泊場所および食料品の確保 ○各部局の災害対策情報の整理 ○各部局への伝達 ○自主避難所運営の補助
情報班	あらかじめ指名	市長公室、政策推進部、総務部などからあらかじめ指名（10 人程度）	○電話対応 ○会議の議事録の作成 ○システム入力 ○ホワイトボード等による情報の整理 ○パソコン入力 ○連絡調整（災害対策支部、防災関係機関との情報交換および情報収集）

（各対策支部）

名称	構成課・人員等	職務内容
支部長	あらかじめ指名（支部長 1 人、副支部長 1 人）	○対策支部の責任者 ○対策支部の鍵の管理
支部員 （情報収集班） （整理・伝達班）	あらかじめ指名（6 人）	○自治会からの情報収集 ○被災者の対応 ○情報の整理および伝達 ○自主避難所運営

(2) 動員

危機管理課は、関係する職員に参集を呼びかける際、どのような状況下でも迅速に連絡を行うよう努める。動員体制に基づく実施責任者が必要であると判断した場合は、指定の職員以外の職員にも参集を呼びかける。

体制種類ごとの参集職員、伝達方法、参集場所等はp17に示す。

警戒 1 号体制の動員	
勤務時間内	職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、または電話により行う。
勤務時間外	市域で震度4の発表があった場合は警戒 1 号体制とし、配備職員は、参集する。 宿直が南海トラフ地震臨時情報の連絡を受けたときは、ただちに危機管理課長に連絡する。危機管理課長は、危機管理局長に連絡し協議の上、警戒 1 号体制を非常招集する。
災害警戒本部体制、災害対策本部体制の動員	
勤務時間内	職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、または電話により行う。
勤務時間外	市域で震度5弱または震度5強の発表があった場合は、災害警戒本部体制とし、配備職員は参集する。また、市域で震度6弱以上の発表があった場合は、災害対策本部体制とし、全職員は参集する。

表 体制種類ごとの参集職員、伝達方法、参集場所

種類別	発生時期	参集職員	参集伝達方法	参集場所
本市で震度４の地震が発生した時または南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき（警戒１号体制）	勤務時間内	警戒体制職員※	庁内放送 電話 職員参集メール 庁内グループウェアシステム チャットツール	各所属
		上記以外の職員	-	各所属
	勤務時間外	警戒体制職員※	電話 職員参集メール	各所属
		上記以外の職員	-	自宅待機
本市で震度５弱または５強の地震が発生したとき（災害警戒本部体制）	勤務時間内	災害警戒本部関係者	庁内放送 電話 職員参集メール 庁内グループウェアシステム チャットツール	危機管理センター
		上記以外の職員	-	各所属
	勤務時間外	災害警戒本部関係者	電話 職員参集メール	危機管理センター
		上記以外の職員	-	自宅待機
本市で震度６弱以上の地震が発生したとき（災害対策本部体制）	勤務時間内	災害対策本部関係者	庁内放送 電話 職員参集メール 庁内グループウェアシステム チャットツール	危機管理センター
		上記以外の職員		各所属
	勤務時間外	災害対策本部関係者	電話	危機管理センター
		対策支部員	職員参集メール	対策支部
		上記以外の職員		各所属
注）勤務時間外の配備体制について、配備対象となっている職員は、警戒１号体制を除き配備の連絡を待つことなく自主的に参集し災害対策活動に従事する。				

警戒体制職員※	危機管理局長、議会事務局長、市長公室長、政策推進部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、環境経済部長、建設部長、建設部技監、上下水道事業所長、こども家庭局長、教育部長、災害対策本部事務局（総務班）、危機管理課
---------	--

⇒「資料編２．災害対策本部体制時における参集者（２）（p 資料６～７）参照」

(3) 参集方法

勤務時間内に災害配備体制がとられた場合は、動員職員は、直ちに勤務場所に参集する。

勤務時間外に参集する職員は、職員自身と家族の身の安全を確認した後、震度階級に基づき自動的に、できるかぎり早く配備に就ける方法で参集する。

なお、勤務時間外に震度6弱以上の地震が起こった場合は、非常配備体制の活動を優先する。

また、災害時には道路・橋の寸断や交通渋滞の可能性があるので自動車の使用は控え、状況に応じて、徒歩、自転車やバイクを利用して参集する。

① 参集者の服装・携行品

応急活動に適した服装を着用し、手袋、タオル、懐中電灯、水筒、食糧、その他非常用品等を携行する。ただし、浸水地域での移動が困難になるため長靴は不可とし、履きなれたスニーカーなどを使用する。

② 参集途中の緊急措置

参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、最寄りの防災機関へ通報する。

③ 被害状況の報告

参集途中で知り得た被害状況等の情報を、その他被害状況等の情報を含め、所属長等を通じて本部に報告する。

なお、被害状況報告については、報告様式を問わない。

④ 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合でも、震度階級に基づき自動的に勤務場所に参集するとともに、あらかじめ定められた場所に参集することを心掛ける。

⑤ 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを原則とするが、交通の途絶や参集途上で被災のおそれがある場合は、最寄りの市所管施設に参集し、当該機関の上席者の指示に従い応急対策活動に従事する。

⑥ 動員状況の把握・報告

各本部員は、配備指令に基づく職員の動員・配備状況等について把握して、速やかに本部に報告する。

(4) 庁舎等の安全確認

勤務時間内に大規模な地震に遭遇した職員は、まずは身の安全を守り、揺れがおさまったら、来庁者等を駐車場に避難誘導する。

また、財政課は、市役所庁舎の安全確認を行い、必要に応じて、立入り禁止措置等を行う。

一方、勤務時間外に大規模な地震が発生した場合は、参集する職員のうち、最初に庁舎に参集した職員や、残業などで大規模な地震に遭遇した職員は、まず以下のとおり対応する。

- ・足元や落下物に注意する。

- 倒壊のおそれや大きな亀裂などがないか、出火していないか等周囲の安全を確認してから庁舎に入る。
- 出火している場合は速やかに消防に連絡し、可能な範囲で初期消火に当たる。
- 庁舎内のライフラインを確認する。（電気、ガス漏れ、水道、電話、防災行政無線）
（停電の場合、防災行政無線の非常用電源の稼働を確認する）
- 庁舎が危険だと判断した場合は、安全な場所に避難してから速やかに財政課に連絡する。

(5) 地震災害時の活動フロー

発災直後に実施			
確認	活動内容	地域防災計画該当箇所	主管部署
☐	配備体制の確立	第3章第1節第2	危機管理局、政策推進部
☐	情報収集・整理・伝達	第3章第2節第1	危機管理局、政策推進部、総務部、市民部
☐	災害救助法の適用	第3章第2節第2	危機管理局、健康福祉部
☐	緊急輸送体制の整備	第3章第2節第3	危機管理局、市民部、建設部
☐	避難	第3章第3節第1	危機管理局、政策推進部、市民部、健康福祉部、こども家庭局、教育委員会
☐	水防	第3章第3節第2	危機管理局、環境経済部、建設部
☐	消防、救急・救助	第3章第3節第3	危機管理局
☐	医療・救護活動	第3章第3節第4	危機管理局、健康福祉部、こども家庭局
☐	避難生活支援	第3章第4節第1	市民部、健康福祉部、こども家庭局、教育委員会
☐	飲料水・食料・生活必需品等の供給	第3章第4節第2	危機管理局、総務部、市民部、健康福祉部、上下水道事業所、教育委員会
☐	ライフラインの応急復旧	第3章第4節第6	危機管理局、政策推進部、環境経済部、上下水道事業所
☐	災害廃棄物処理	第3章第5節第2	危機管理局、市民部、環境経済部、建設部
☐	学校等における応急対策	第3章第5節第3	こども家庭局、教育委員会



24 時間以内に実施			
確認	活動内容	地域防災計画該当箇所	主管部署
☐	応援の要請、受入れ	第3章第2節第4	危機管理局、総務部
☐	危険物等の二次災害防止活動	第3章第3節第5	危機管理局、環境経済部
☐	その他施設の二次災害防止活動	第3章第3節第6	危機管理局、総務部、市民部、健康福祉部、環境経済部、建設部、こども家庭局、教育委員会
☐	要配慮者対策	第3章第4節第3	危機管理局、市民部、健康福祉部、こども家庭局、教育委員会
☐	行方不明者の搜索及び遺体の火葬等	第3章第4節第4	危機管理局、政策推進部、市民部、健康福祉部、環境経済部
☐	防疫、保健衛生	第3章第4節第5	健康福祉部、環境経済部、上下水道事業所
☐	ボランティアの受入れ	第3章第5節第5	危機管理局、市民部、健康福祉部



72 時間以内に実施			
確認	活動内容	地域防災計画該当箇所	主管部署
☐	住宅対策	第3章第5節第1	健康福祉部、建設部
☐	文化財の応急対策	第3章第5節第4	教育委員会
☐	義援金品の配分	第3章第5節第6	健康福祉部、教育委員会

Ⅲ. 各部の初動活動内容

災害対策本部設置後は、各部は地域防災計画に示された事務分掌に即して、災害対応業務を実施する。

特に災害発生から 72 時間以内の初動期は、各部は、業務継続計画にしたい、以下の活動を実施する。

⇒「資料編 3. 栗東市災害対策本部事務分掌（p 資料 8～14）参照」

1. 危機管理局

構成課
危機管理班

（１）発災直後に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	災害対策本部事務局の連絡調整	危機管理班
☐	防災配備の連絡調整	危機管理班
☐	栗東市消防団との連絡調整	危機管理班

（２）24時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	自衛隊の災害派遣要請	危機管理班
☐	関係機関への要請（人員・物資関係）県・他市・他団体	危機管理班

（３）72時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	関係機関への依頼・要請（建設工業会等各協定業者へ）	危機管理班

2. 市長公室

構成課

秘書広聴班、健康運動公園整備事業推進班、企業立地推進班

(1) 発災直後に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	市長等の秘書	秘書広聴班
☐	災害対策県本部、地方本部等への連絡	健康運動公園整備事業推進班
☐	健康運動公園施設の被害調査およびその対策	健康運動公園整備事業推進班

(2) 72時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	関係機関への対策	健康運動公園整備事業推進班

3. 政策推進部

構成課
広報班、政策調整班、地方創生企画班、情報政策班

(1) 発災直後に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	住民基本データベースの保守	情報政策班
☐	個人番号利用事務(基幹)系情報システムの運用管理及び調整	情報政策班
☐	L GWANとの接続及び運用管理	情報政策班
☐	L GWAN接続系・インターネット接続系情報システムの運用管理及び調整	情報政策班

(2) 24時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	災害関係の広報活動	広報班、地方創生企画班
☐	報道機関との連絡調整	広報班
☐	市ホームページ・SNS等による情報発信	広報班
☐	市ホームページの運用	広報班
☐	指定管理者制度(※災害対応)	政策調整班
☐	報道機関との連絡	地方創生企画班

4. 総務部

構成課
総務班、人事班、財政班、会計班、監査委員事務局班

(1) 発災直後に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	職員の動員、派遣	人事班
☐	災害時の車両等の確保および配車	財政班
☐	庁舎施設の使用管理ならびに災害対策	財政班

(2) 24時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	災害関係文書の受付配付および発送	人事班
☐	職員の給食	人事班

(3) 72時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	市有財産の災害対策	財政班
☐	寄付金の受理	会計班、監査委員事務局班
☐	燃料の単価契約	会計班
☐	物品の払い出し・単価契約	会計班

5. 市民部

構成課

自治振興班、税務班、人権擁護班、ひだまりの家班、総合窓口班

(1) 発災直後に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	税務庶務及び公印の保管	税務班
☐	ひだまりの家施設の災害対策及び実施	人権擁護班、ひだまりの家班

(2) 24時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	死体の埋火葬許可	総合窓口班
☐	安否情報の収集・提供	総合窓口班
☐	戸籍届書の受理	総合窓口班

(3) 72時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	ボランティア関係団体との連絡調整	自治振興班
☐	ボランティアの受入れ	自治振興班
☐	管轄する市立建築物の災害予防（二次災害の予防）	自治振興班
☐	管轄する市立建築物の被害調査	自治振興班
☐	税諸証明	税務班
☐	会計年度任用職員（納付指導員・納付相談員）管理	税務班
☐	地区住民の健康状況把握及び健康指導	ひだまりの家班
☐	地区住民の生活状況の把握と生活指導	ひだまりの家班
☐	転出入の取扱い	総合窓口班
☐	被災者からの問い合わせ、相談、要望	総合窓口班
☐	住民基本台帳の整備	総合窓口班
☐	印鑑登録台帳の整備	総合窓口班
☐	各種証明書作成・交付	総合窓口班
☐	DV支援措置・本人通知制度	総合窓口班
☐	コンビニ交付	総合窓口班
☐	戸籍関連業務（記載・送信）	総合窓口班

6. 健康福祉部

構成課

社会福祉班、障がい福祉班、長寿福祉班、保険年金班、健康増進班

(1) 発災直後に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	避難所開設に向けた準備	社会福祉班
☐	避難所の運営	社会福祉班、障がい福祉班、 長寿福祉班、保険年金班 健康増進課
☐	地域包括支援センターとの連絡調整(BCPに沿った行動指示)	長寿福祉班

(2) 24時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	災害時避難行動要支援者の災害対策	社会福祉班
☐	日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整	社会福祉班
☐	福祉避難所の開設に関する協議（社会福祉協議会との調整）	社会福祉班、障がい福祉班、 長寿福祉班、保険年金班
☐	民生委員・児童委員	社会福祉班
☐	災害援助、民家火災	社会福祉班
☐	日赤栗東市地区	社会福祉班
☐	生活保護全般	社会福祉班
☐	行旅病人及び死亡人に関すること	社会福祉班
☐	管轄する市立建築物の被害調査	障がい福祉班、長寿福祉班、 健康増進班
☐	感染症の発生と流行の防止	健康増進班
☐	保健所との連絡（医療に関する情報、感染症対策に関するこ と）	健康増進班
☐	医療機関の被災状況の調査・情報収集	健康増進班
☐	医療・助産の情報収集と調整	健康増進班

(3) 72時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	死体の収容および埋火葬	社会福祉班、障がい福祉班、 長寿福祉班、保険年金班
☐	避難所での支援物資の受入、配布	社会福祉班、障がい福祉班、 長寿福祉班、保険年金班
☐	管轄する市立建築物の二次災害の予防対策	障がい福祉班、長寿福祉班、

確認	活動内容	主担当
		健康増進班
☐	相談支援業務	障がい福祉班
☐	介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告	長寿福祉班
☐	居宅介護支援事業所の被害状況の調査報告	長寿福祉班
☐	避難生活における保健指導	健康増進班
☐	栗東市訪問看護事業	健康増進班

7. 環境経済部

構成課

環境政策班、環境施設整備班（環境センター）、農林班、商工観光労政班、農業委員会事務局班

（１）発災直後に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	災害廃棄物処理実行計画の策定等	環境政策班
☐	被災状況の確認	環境政策班
☐	仮設便所の設置・し尿処理等	環境政策班
☐	危険動物の災害逸走	環境政策班
☐	被害状況把握（農林業施設）	農林班
☐	防災重点ため池（特定農業用ため池）の状況把握及び災害対策	農林班
☐	農業集落排水事業	農林班
☐	所管施設の被害状況把握及び保全	商工観光労政班
☐	観光案内所の連絡調整	商工観光労政班
☐	公印の管守	農業委員会事務局班

（２）24時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	被害状況把握（ごみ処理施設・最終処分場）	環境施設整備班（環境センター）
☐	農林業関係団体との連絡調整	農林班
☐	市内に滞在する来訪者（観光客）への対応	商工観光労政班
☐	経済団体及び商工業事業者の被害調査	商工観光労政班
☐	観光施設の被害調査	商工観光労政班

（３）72時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	生活ごみ等一般廃棄物処理	環境政策班 環境施設整備班（環境センター）
☐	がれき等災害廃棄物処理	環境政策班
☐	汚染物質の流出防止	環境政策班
☐	一般廃棄物の区域外処理	環境施設整備班（環境センター）
☐	環境センター施設（ごみ焼却施設）の維持管理	環境施設整備班（環境センター）
☐	環境センター施設（リサイクル施設）の維持管理	環境施設整備班（環境センター）
☐	大阪湾広域臨海廃棄物処理及び焼却残渣区域外処理業務	環境施設整備班（環境センター）
☐	農林業関係災害の応急措置および災害対策	農林班

確認	活動内容	主担当
☐	災害応急用木材、薪炭等林産物の需給調整ならびに救援資材の受入保管ならびに配分	農林班
☐	中小企業の経営相談	商工観光労政班
☐	中小企業の金融相談及び融資	商工観光労政班
☐	災害に伴う農業委員会運営を応急対応	農業委員会事務局班

8. 建設部

構成課

都市計画課、土木交通課、道路・河川課、住宅課

(1) 発災直後に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	都市公園施設等の被害調査およびその対策	都市計画班
☐	土木関係被害状況の調査	土木交通班、道路・河川班
☐	交通不能個所の調査およびその対策	土木交通班、道路・河川班
☐	道路交通事情の把握と関係機関との連絡調整および対策	土木交通班、道路・河川班
☐	管轄する市立建築物の被害調査	土木交通班
☐	市営住宅の災害対策（応急措置・復旧措置を含む）	住宅班

(2) 24時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	被災建築物応急危険度判定	住宅班

9. 上下水道事業所

構成課
上下水道事業所

(1) 発災直後に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	応急給水活動	上下水道班
☐	上下水道施設の緊急点検調査	上下水道班

(2) 24時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	上下水道施設に係る関係機関との連絡調整・支援要請	上下水道班
☐	上水道水源地の緊急措置	上下水道班
☐	上水道水源地の応急復旧	上下水道班

(3) 72時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	上下水道施設（水源地以外）の緊急措置	上下水道班
☐	浄水施設の維持管理、点検、補修・修繕	上下水道班
☐	水道水の水質検査・管理	上下水道班
☐	水道施設の管理及び上水供給調整	上下水道班
☐	広報等情報提供	上下水道班

10. こども家庭局

構成課
幼児課、子育て支援課、発達支援課、こども家庭センター

(1) 発災直後に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	避難所の運営	幼児班、子育て支援班、 発達支援班、こども家庭センター班
☐	発達支援事業の管理運営、パニックをおこした人への対応	発達支援班

(2) 24時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	管轄する市立建築物の被害調査	幼児班、子育て支援班
☐	児童育成支援拠点建築物の被害調査	こども家庭センター班
☐	保健所との連絡（母子保健に関すること）	こども家庭センター班
☐	医療機関の被災状況調査、情報収集	こども家庭センター班
☐	医療・助産の情報収集と調整	こども家庭センター班

(3) 72時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	園児に対する災害対策および実施	幼児班
☐	被災園児に対する教育	幼児班
☐	管轄する市立建築物の災害予防（二次災害の予防）	幼児班、子育て支援班
☐	児童発達支援センター利用者の安否確認	発達支援班
☐	児童育成支援拠点建築物の被害調査（二次災害の予防）	こども家庭センター班
☐	避難生活における保健指導	こども家庭センター班

11. 教育委員会

構成課	
教育総務課（学校給食共同調理場）、学校教育課、生涯学習課、スポーツ・文化振興課、国スポ・障スポ推進課、図書館	

（１）発災直後に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	公印（団体）の管理	国スポ・障スポ推進班
☐	現金・切手（団体）の管理	国スポ・障スポ推進班

（２）24時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	災害時における教育行政の総合調整、職員の安否確認	教育総務班（学校給食共同調理場）
☐	管轄する市立建築物の被害調査、災害状況の確認	教育総務班（学校給食共同調理場）
☐	学校給食施設の災害対策および実施	教育総務班（学校給食共同調理場）
☐	管理職・教職員の災害対策のための動員派遣、避難所の確保	学校教育班
☐	園児・児童生徒に対する災害対策および実施、安否確認	学校教育班
☐	所管する社会教育施設の災害対策、施設の確認	生涯学習班
☐	青少年教育施設の災害対策、施設の確認、宿泊者の安否確認	生涯学習班
☐	所管する社会教育施設の災害対策、施設の維持管理、被害状況の確認	スポーツ・文化振興班
☐	文化財の被害状況調査	スポーツ・文化振興班
☐	歴史民俗博物館施設の維持管理、被害状況の確認	スポーツ・文化振興班
☐	歴史民俗博物館収蔵庫の維持管理、被害状況の確認	スポーツ・文化振興班
☐	歴史民俗博物館収蔵資料の保存、被災文化財の受け入れ	スポーツ・文化振興班
☐	建物及び物品の維持管理、被害状況の確認	図書館班
☐	諸証明サービスコーナーとの連携、被害状況の確認	図書館班
☐	資料の保管、被害状況の確認	図書館班
☐	書庫の維持管理、被害状況の確認	図書館班

（３）72時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	教育関係、義援金品の受領、保管、配分	教育総務班（学校給食共同調理場）
☐	炊出し	教育総務班（学校給食共同調理場）
☐	被災児童生徒に対する教育	学校教育班
☐	出土文化財センターとの連絡調整、被害状況の確認	スポーツ・文化振興班
☐	関係機関との連絡及び調整	図書館班
☐	県、競技団体等との連絡調整	国スポ・障スポ推進班

12. 議会事務局

構成課
議事課

(1) 発災直後に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	議会事務局への来客の避難誘導、被災者の救出・支援	議事班
☐	職員及び議員の安否確認	議事班
☐	公印の管守	議事班

(2) 24時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	災害に伴う議会運営（正副議長との調整、議場の管理、取締り）	議事班
☐	議会災害対応連絡会議の設置	議事班
☐	議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保	議事班
☐	議会事務局の電話・パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認	議事班
☐	電気・水道などのインフラの確認	議事班
☐	議場・委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保	議事班
☐	議場・委員会室の放送設備の確認	議事班
☐	市の災害対策本部等との連絡体制の確保	議事班
☐	災害関係情報の収集・整理、議員への発信	議事班

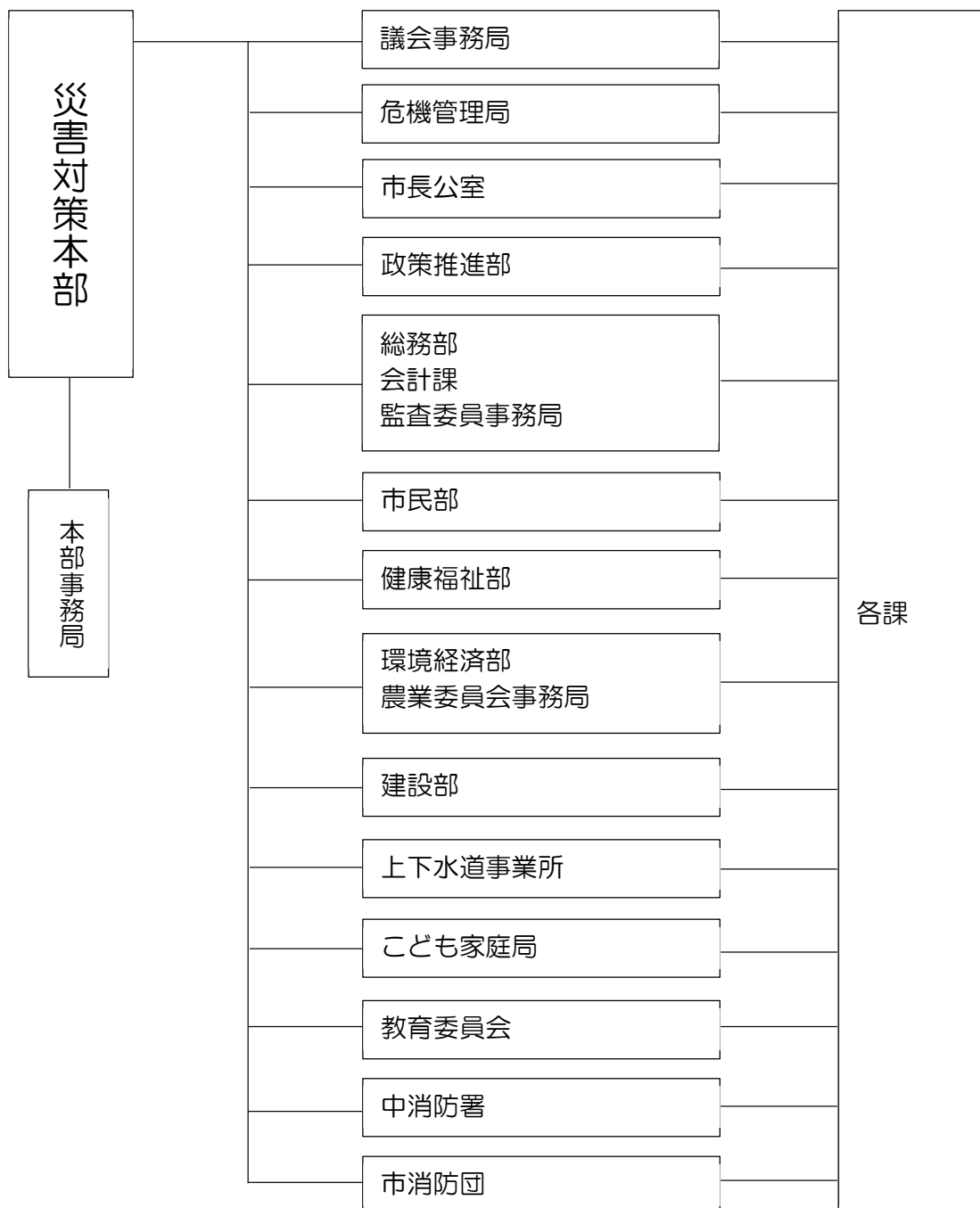
(3) 72時間以内に実施すること

確認	活動内容	主担当
☐	議会および委員会等の開催準備	議事班

資 料 編

1. 栗東市災害対策本部組織

(1) 組織体系



(2) 災害対策本部

本部長	副本部長	統括管理	本部員
市長	副市長、教育長	危機管理局長	議会事務局長、市長公室長、政策推進部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、環境経済部長、建設部長、建設部技監、上下水道事業所長、こども家庭局長、教育部長、中消防署長、消防団長

(3) 各部の構成

部名等	所属名
議会事務局	議事班
危機管理局	危機管理班
市長公室	秘書広聴班
	健康運動公園整備事業推進班
	企業立地推進班
政策推進部	広報班
	政策調整班
	地方創生企画班
	情報政策班
総務部 会計課 監査委員事務局	総務班
	人事班
	財政班
	会計班
	監査委員事務局班
市民部	自治振興班
	税務班
	人権擁護班
	ひだまりの家班
	総合窓口班
健康福祉部	社会福祉班
	障がい福祉班
	長寿福祉班
	保険年金班
	健康増進班

環境経済部 農業委員会事務局	環境政策班
	環境施設整備班
	農林班
	農業委員会事務局班
	商工観光労政班
建設部	都市計画班
	土木交通班
	道路・河川班
	住宅班
上下水道事業所	上下水道班
こども家庭局	幼児班
	子育て支援班
	発達支援班
	こども家庭センター班
教育委員会	教育総務班
	学校教育班
	生涯学習班
	スポーツ・文化振興班
	国スポ・障スポ推進班
	図書館班
湖南広域消防局	中消防署

2. 災害対策本部等における参集者

(1) 風水害時の参集者

◎：部課長・担当職員が自動参集（非常配備は全職員が自動参集）

○：必要に応じて参集（各部次課長または人事課から参集を連絡） ☆：自宅待機

■災害対策本部（本部長、副本部長、統括管理、本部員、本部事務局）

配備体制		警戒 1 号	警戒 2 号	災害警戒本部	災害対策本部
設置基準		風雪、大雪、洪水、大雨のいずれかの注意報が発表されたとき	暴風雪、大雪、暴風、洪水、大雨のいずれかの警報が発表されたとき	暴風雪、大雪、暴風、洪水、大雨のいずれかの警報が発表されたときで、局地的に災害が発生、または発生が確実に予測されるとき	暴風雪、大雪、暴風、洪水、大雨のいずれかの警報が発表され、または大規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき
実施責任者		危機管理課長	危機管理局長	副市長	市長
副実施責任者				教育長	副市長・教育長
参集者					
災害対策本部	市長		☆	☆	◎
	副市長		☆	◎	◎
	教育長		☆	◎	◎
	危機管理局長	☆	◎	◎	◎
	議会事務局長		☆	◎	◎
	市長公室長		☆	◎	◎
	政策推進部長		☆	◎	◎
	総務部長		☆	◎	◎
	市民部長		☆	◎	◎
	健康福祉部長		☆	◎	◎
	環境経済部長		☆	◎	◎
	建設部長	☆	◎	◎	◎
	建設部技監		☆	◎	◎
	上下水道事業所長		☆	◎	◎
	こども家庭局長		☆	◎	◎
	教育部長		☆	◎	◎
	中消防署長	☆	◎	◎	◎
	消防団長	☆	◎	◎	◎
	危機管理課長		◎	◎	◎
	事務局班		☆	◎	◎
	総務班		☆	◎	◎
	情報班		☆	◎	◎
	各学区対策支部		☆	○	○

■各部・各班

配備体制		警戒 1 号	警戒 2 号	災害警戒本部	災害対策本部
参集者					
議会事務局	議会班			○	○
危機管理局	危機管理班	☆	◎	◎	◎
市長公室	秘書広聴班			○	○
	健康運動公園整備事業推進班			○	○
	企業立地推進班			○	○
政策推進部	広報班			○	○
	政策調整班			○	○
	地方創生企画班			○	○
	情報政策班			○	○
総務部	総務班			○	○
	人事班			○	○
	財政班			○	○
	会計班			○	○
	監査委員事務局班			○	○
市民部	自治振興班			○	○
	税務班			○	○
	人権擁護班			○	○
	ひだまりの家班			○	○
	総合窓口班			○	○
健康福祉部	社会福祉班			○	○
	障がい福祉班			○	○
	長寿福祉班			○	○
	保険年金班			○	○
	健康増進班			○	○
環境経済部	環境政策班			○	○
	環境施設整備班			○	○
	環境センター班			○	○
	農林班			○	○
	商工観光労政班			○	○
	農業委員会事務局班			○	○
建設部	都市計画班	☆	◎	◎	◎
	土木交通班	☆	◎	◎	◎
	道路・河川班	☆	◎	◎	◎
	住宅班	☆	◎	◎	◎
上下水道事業所	上下水道班			○	○
こども家庭局	幼児班			○	○
	子育て支援班			○	○
	発達支援班			○	○
	こども家庭センター班			○	○
教育委員会	教育総務班	☆	○	○	○
	学校給食共同調理場班			○	○
	学校教育班			○	○
	生涯学習班			○	○
	スポーツ・文化振興班			○	○
	国スポ・障スポ推進班			○	○
	図書館班			○	○

(2) 地震時の参集者

●：全職員が自動参集

◎：部課長・担当職員が自動参集（非常配備は全職員が自動参集）

○：必要に応じて参集（各部次課長または人事課から参集を連絡） ☆：自宅待機

■災害対策本部（本部長、副本部長、統括管理、本部員、本部事務局）

配備体制		警戒 1 号	災害警戒本部	災害対策本部
設置基準		本市で震度 4 の地震が発生したときまたは南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	本市で震度 5 弱または 5 強の地震が発生したとき	本市で震度 6 弱以上の地震が発生したとき
実施責任者		危機管理課長	副市長	市長
副実施責任者			教育長	副市長・教育長
参集者				
災害対策本部	市長	☆	☆	◎
	副市長	☆	◎	◎
	教育長	☆	◎	◎
	危機管理局長	◎	◎	◎
	議会事務局長	◎	◎	◎
	市長公室長	◎	◎	◎
	政策推進部長	◎	◎	◎
	総務部長	◎	◎	◎
	市民部長	◎	◎	◎
	健康福祉部長	◎	◎	◎
	環境経済部長	◎	◎	◎
	建設部長	◎	◎	◎
	建設部技監	◎	◎	◎
	上下水道事業所長	◎	◎	◎
	こども家庭局長	◎	◎	◎
	教育部長	◎	◎	◎
	中消防署長	☆	◎	◎
	消防団長	☆	◎	◎
	事務局班	◎	◎	◎
	総務班	◎	◎	◎
	情報班	☆	◎	◎
	各学区対策支部	☆	◎	◎

■各部・各班

配備体制		警戒 1 号	災害警戒本部	災害対策本部
参集者				
議会事務局	議会班	☆	◎	●
危機管理局	危機管理班	◎	●	●
市長公室	秘書広聴班	☆	◎	●
	健康運動公園整備事業推進班	☆	◎	●
	企業立地推進班	☆	◎	●
政策推進部	広報班	☆	◎	●
	政策調整班	☆	◎	●
	地方創生企画班	☆	◎	●
	情報政策班	☆	◎	●
総務部	総務班	☆	◎	●
	人事班	☆	◎	●
	財政班	☆	◎	●
	会計班	☆	◎	●
	監査委員事務局班	☆	◎	●
市民部	自治振興班	☆	◎	●
	税務班	☆	◎	●
	人権擁護班	☆	◎	●
	ひだまりの家班	☆	◎	●
	総合窓口班	☆	◎	●
健康福祉部	社会福祉班	☆	◎	●
	障がい福祉班	☆	◎	●
	長寿福祉班	☆	◎	●
	保険年金班	☆	◎	●
	健康増進班	☆	◎	●
環境経済部	環境政策班	☆	◎	●
	環境施設整備班	☆	◎	●
	環境センター班	☆	◎	●
	農林班	☆	◎	●
	商工観光労政班	☆	◎	●
	農業委員会事務局班	☆	◎	●
建設部	都市計画班	☆	◎	●
	土木交通班	☆	◎	●
	道路・河川班	☆	◎	●
	住宅班	☆	◎	●
上下水道事業所	上下水道班	☆	◎	●
こども家庭局	幼児班	☆	◎	●
	子育て支援班	☆	◎	●
	発達支援班	☆	◎	●
	こども家庭センター班	☆	◎	●
教育委員会	教育総務班	☆	◎	●
	学校給食共同調理場班	☆	◎	●
	学校教育班	☆	◎	●
	生涯学習班	☆	◎	●
	スポーツ・文化振興班	☆	◎	●
	国スポ・障スポ推進班	☆	◎	●
	図書館班	☆	◎	●

3. 栗東市災害対策本部事務分掌

(1) 対策本部

班名等	所属名	分掌事務
本部長	市長	1.市災害対策本部の設置・廃止の決定 2.避難情報の発令 3.警戒区域の設定 4.指定地方行政機関の職員の派遣要請 5.指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん要請 6.他市町長への応援要請 7.県知事に対するの応援要請 8.自衛隊の災害派遣要請 9.警察署長との連絡調整 10.救助隊の招集および出動命令
副本部長	副市長 教育長	○本部長を補佐し、副市長と教育長が副本部長となる。 副本部長は、それぞれ分担すべき分野を決め、部から情報を収集・分析するほか、本部長の指示を各部に伝達する。
統括管理	危機管理局長	○災害対応に関する各部長の統括・調整
本部員	議会議務局長 市長公室長 政策推進部長 総務部長 市民部長 健康福祉部長 環境経済部長 建設部長 建設部技監 上下水道事業所長 こども家庭局長 教育部長 中消防署長 消防団長	○各部の災害対策応急活動を総括する責任者であり、部(局)長が本部員となる。 本部員は、各班長に業務を指示し、その遂行にあたらせる。
事務局長	危機管理課長	○災害対策本部設置から廃止までの間、庁内各班及び関係機関との連絡調整を行う。
事務局	事務局班 (危機管理課職員)	○災害対策本部会議室の準備 ○通信手段の確保
	総務班 (部局内課長補佐級職員)	○災害対策本部設置から廃止までの間、総務班として庁内各班及び関係機関との連絡調整を行う。 ○各部局への伝達 ○参集職員の宿泊場所および食料品の確保 ○各部局の災害対策情報の整理
	情報班	○災害対策支部、防災関係機関との情報交換および情報収集 ○情報の整理および伝達
対策支部	各学区対策支部	<u>支部長</u> ○対策支部の責任者 ○対策支部の鍵の管理 <u>支部員</u> ○自治会からの情報収集 ○被災者の対応 ○情報の整理および伝達 ○備蓄食糧及び物資の調達及び配布

(2) 各部

部	班	任務分担
議会事務局 (議会事務局長)	議会班 (議事課長)	1.災害に伴う議会運営(正副議長との調整、議場の管理、取締り)に関すること 2.災害に伴う議員の行事に関すること 3.議会災害対応連絡会議の設置に関すること 4.議会事務局への来客の避難誘導、被災者の救出・支援に関すること 5.職員及び議員の安否確認に関すること 6.議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保に関すること 7.議会事務局の電話・パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認に関すること 8.電気・水道などのインフラの確認に関すること 9.議場・委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保に関すること 10.議場・委員会室の放送設備の確認に関すること 11.市の災害対策本部等との連絡体制の確保に関すること 12.災害関係情報の収集・整理、議員への発信に関すること
危機管理局 (危機管理局長)	危機管理班 (危機管理課長)	1.災害対策本部事務局の連絡調整に関すること 2.防災配備の連絡調整に関すること 3.栗東市消防団との連絡調整に関すること 4.自衛隊の災害派遣要請に関すること 5.関係機関への要請(人員・物資関係)県・他市・他団体に関すること 6.関係機関への依頼・要請(建設工業会等各協定業者へ)に関すること
市長公室 (市長公室長)	秘書広聴班 (秘書広聴課長)	1.視察見舞のための来庁者への対応に関すること
	健康運動公園整備事業推進班 (健康運動公園整備事業推進課長)	1.災害対策県本部、地方本部等への連絡に関すること 2.関係機関への対策に関すること 3.視察見舞のための来庁者への接遇に関すること 4.健康運動公園施設の被害調査およびその対策に関すること
	企業立地推進班 (企業立地推進課長)	1.他班実施事項の応援に関すること
政策推進部 (政策推進部長)	広報班 (広報課長)	1.災害関係の広報活動に関すること 2.報道機関との連絡調整に関すること 3.市ホームページ・SNS等による情報発信に関すること
	政策調整班 (政策調整課長)	1.指定管理者制度(※災害対応)に関すること
	地方創生企画班 (地方創生企画課長)	1.災害関係の広報活動に関すること 2.報道機関との連絡に関すること
	情報政策班 (情報政策課長)	1.住民基本データベースの保守に関すること 2.個人番号利用事務(基幹)系情報システムの運用管理及び調整に関すること 3.庁内ネットワーク、地域イントラネットの運用管理に関すること 4.LGWANとの接続及び運用管理に関すること 5.LGWAN接続系・インターネット接続系情報システムの運用管理及び調整に関すること 6.LGWAN接続系・インターネット接続系システムの電算処理及び連絡調整に関すること 7.個人番号利用事務(基幹)系情報システムの端末・プリンタ等の管理に関すること 8.LGWAN接続系・インターネット接続系情報システムの端末・プリンタ等の管理に関すること 9.情報セキュリティに関すること

部	班	任務分担
総務部 (総務部長) 会計課 監査委員事務局	総務班 (総務課長)	1.他班実施事項の応援に関すること
	人事班 (人事課長)	1.職員の動員、派遣に関すること 2.災害関係文書の受付配付および発送に関すること 3.職員の給食に関すること 4.災害に伴うり災地区の行政指導に関すること
	財政班 (財政課長)	1.災害時の車両等の確保および配車に関すること 2.庁舎施設の使用管理ならびに災害対策に関すること 3.市有財産の災害対策に関すること 4.災害関係予算に関すること 5.入札及び契約に関すること
	会計班 (会計課長)	1.寄付金の受理に関すること 2.庁用資材備品等の用度調達に関すること 3.災害関係経費の支出に関すること
	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	1.寄付金の受理に関すること 2.庁用資材備品等の用度調達に関すること 3.災害関係経費の支出に関すること
市民部 (市民部長)	自治振興班 (自治振興課長)	1.ボランティア関係団体との連絡調整に関すること 2.ボランティアの受入れに関すること 3.管轄する市立建築物の災害予防(二次災害の予防)に関すること 4.管轄する市立建築物の被害調査に関すること
	税務班 (税務課長)	1.家屋等の災害状況調査に関すること 2.災害に伴う市税減免等の対策に関すること
	人権擁護班 (人権擁護課長)	1.ひだまりの家施設の災害対策及び実施に関すること
	ひだまりの家班 (ひだまりの家所長)	1.ひだまりの家施設の災害対策及び実施に関すること
	総合窓口班 (総合窓口課長)	1.死体の埋火葬許可に関すること 2.安否情報の収集・提供に関すること 3.転出入の取扱いに関すること 4.被災者からの問い合わせ、相談、要望に関すること 5.り災台帳の作成及びり災証明の発行に関すること
健康福祉部 (健康福祉部長)	社会福祉班 (社会福祉課長)	1.避難所開設に向けた準備に関すること 2.避難所の運営に関すること 3.災害時避難行動要支援者の災害対策に関すること 4.日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関すること 5.福祉避難所の開設に関する協議(社会福祉協議会との調整)に関すること 6.死体の収容および埋火葬に関すること 7.避難所での支援物資の受入、配布に関すること 8.日本赤十字社義援金の受入に関すること 9.被災者に対する生活保護に関すること 10.被災者に対する各種給付金の支払に関すること
	障がい福祉班 (障がい福祉課長)	1.避難所の運営に関すること 2.福祉避難所の開設に関する協議(社会福祉協議会との調整)に関すること 3.管轄する市立建築物の被害調査に関すること 4.死体の収容および埋火葬に関すること 5.管轄する市立建築物の二次災害の予防対策に関すること 6.避難所での支援物資の受入、配布に関すること

部	班	任務分担
	長寿福祉班 (長寿福祉課長)	1.避難所の運営に関する事 2.福祉避難所の開設に関する協議(社会福祉協議会との調整)に関する事 3.管轄する市立建築物の被害調査に関する事 4.介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告に関する事 5.居宅介護支援事業所の被害状況の調査報告に関する事 6.死体の収容および埋火葬に関する事 7.管轄する市立建築物の二次災害の予防対策に関する事 8.避難所での支援物資の受入、配布に関する事 9.地域包括支援センターとの連絡調整(BCPに沿った行動指示)に関する事
	保険年金班 (保険年金課長)	1.避難所の運営に関する事 2.福祉避難所の開設に関する協議(社会福祉協議会との調整)に関する事 3.死体の収容および埋火葬に関する事 4.避難所での支援物資の受入、配布に関する事
	健康増進班 (健康増進課長)	1.避難所の運営に関する事 2.感染症の発生と流行の防止に関する事 3.保健所との連絡(医療に関する情報、感染症対策に関する事)に関する事 4.管轄する市立建築物の被害調査に関する事 5.医療機関の被災状況の調査・情報収集に関する事 6.医療・助産の情報収集と調整に関する事 7.避難生活における保健指導に関する事 8.管轄する市立建築物の二次災害の予防対策に関する事
環境経済部 (環境経済部長) 農業委員会事務局	環境政策班 (環境政策課長)	1.災害廃棄物処理実行計画の策定等に関する事 2.被災状況の把握に関する事 3.仮設便所の設置・し尿処理等に関する事 4.生活ごみ等一般廃棄物処理に関する事 5.がれき等災害廃棄物処理に関する事 6.危険動物の災害逸走に関する事 7.汚染物質の流出防止に関する事
	環境施設整備班 (環境施設整備課長)	1.被害状況の把握(ごみ処理施設・最終処分場)に関する事 2.生活ごみ等一般廃棄物処理に関する事 3.一般廃棄物の区域外処理に関する事
	農林班 (農林課長)	1.被害状況把握(農林業施設)に関する事 2.防災重点ため池(特定農業用ため池)の状況把握及び災害対策に関する事 3.農林業関係団体との連絡調整に関する事 4.農林業関係災害の応急措置および災害対策に関する事 5.災害応急用木材、薪炭等林産物の需給調整ならびに救援資材の受入保管ならびに配分に関する事 6.災害時における農作物病虫害防除に関する事
	商工観光労政班 (商工観光労政課長)	1.所管施設の被害状況把握及び保全に関する事 2.観光案内所の連絡調整に関する事 3.市内に滞在する来訪者(観光客)への対応に関する事 4.経済団体及び商工業事業者の被害調査に関する事 5.観光施設の被害調査に関する事 6.中小企業の経営相談に関する事 7.中小企業の金融相談及び融資に関する事
	農業委員会事務局班 (農業委員会事務局長)	1.災害に伴う農業委員会運営の応急対応に関する事
建設部 (建設部長)	都市計画班 (都市計画課長)	1.都市公園施設等の被害調査およびその対策に関する事

部	班	任務分担
(建設部技監)	土木交通班 (土木交通課長)	1.土木関係被害状況の調査に関する事 2.交通不能個所の調査およびその対策に関する事 3.道路交通事情の把握と関係機関との連絡調整および対策に関する事 4.管轄する市立建築物の被害調査に関する事 5.国・県管理の道路・河川の調整に関する事 6.道路河川等土木関係災害の応急措置および復旧処置など災害対策に関する事 7.災害対策用の工事資材の調達管理に関する事 8.応急対策実施のための用地借入および補償に関する事 9.急傾斜地の災害対策に関する事 10.管轄する市立建築物の災害予防(二次災害の予防)に関する事
	道路・河川班 (道路・河川課長)	1.土木関係被害状況の調査に関する事 2.交通不能個所の調査およびその対策に関する事 3.道路交通事情の把握と関係機関との連絡調整および対策に関する事 4.国・県管理の道路・河川の調整に関する事 5.道路河川等土木関係災害の応急措置および復旧処置など災害対策に関する事 6.災害対策用の工事資材の調達管理に関する事 7.応急対策実施のための用地借入および補償に関する事
	住宅班 (住宅課長)	1.市営住宅の災害対策(応急措置・復旧措置を含む)に関する事 2.被災建築物応急危険度判定に関する事 3.被災宅地危険度判定に関する事 4.応急仮設住宅の設置及び応急修理に関する事 5.応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 6.宅地造成地の復旧指導に関する事
上下水道事業所 (上下水道事業所長)	上下水道班 (上下水道課長)	1.応急給水活動に関する事 2.上下水道施設の緊急点検調査に関する事 3.上下水道施設に係る関係機関との連絡調整・支援要請に関する事 4.上水道水源地の緊急措置に関する事 5.上水道水源地の応急復旧に関する事 6.上下水道施設(水源地以外)の緊急措置に関する事 7.上下水道施設(水源地以外)の一次調査に関する事 8.上下水道施設(水源地以外)の応急復旧に関する事
こども家庭局	幼児班 (幼児課長) (幼児課参事)	1.避難所の運営に関する事 2.管轄する市立建築物の被害調査に関する事 3.園児に対する災害対策および実施に関する事 4.被災園児に対する教育に関する事 5.管轄する市立建築物の災害予防(二次災害の予防)に関する事 6.園の災害対策及び応急措置に関する事 7.被災園児の学用品に関する事
	子育て支援班 (子育て支援課長)	1.避難所の運営に関する事 2.管轄する市立建築物の被害調査に関する事 3.管轄する市立建築物の災害予防(二次災害の予防)に関する事 4.児童館の災害対策及び応急措置に関する事 5.応急学童保育の実施に関する事
	発達支援班 (発達支援課長)	1.避難所の運営に関する事 2.発達支援事業の管理運営、パニックをおこした人への対応に関する事 3.児童発達支援センター利用者の安否確認に関する事
	こども家庭センター班 (こども家庭センター所長)	1.避難所の運営に関する事 2.保健所との連絡(母子保健に関する事)に関する事 3.医療機関の被災状況調査、情報収集に関する事

部	班	任務分担
		4.医療・助産の情報収集と調整に関すること 5.児童育成支援拠点建築物の被害調査に関すること 6.児童育成支援拠点建築物の被害調査（二次災害の予防）に関すること 7.避難生活における保健指導に関すること
教育委員会 （教育部長）	教育総務班 （教育総務課長）	1.災害時における教育行政の総合調整、職員の安否確認に関すること 2.管轄する市立建築物の被害調査、災害状況の確認に関すること 3.教育関係、義援金品の受領、保管、配分に関すること 4.教育施設の災害対策および実施に関すること 5.学校教育財産（市内県施設も含む）を避難所に開放することに関すること 6.学校給食施設の災害対策および実施に関すること 7.炊出しに関すること
	学校教育班 （学校教育課長）	1.管理職・教職員の災害対策のための動員派遣、避難所の確保に関すること 2.園児・児童生徒に対する災害対策及び実施、安否確認に関すること 3.被災児童生徒に対する教育に関すること 4.災害時における学校その他教育に係る環境衛生に関すること 5.被災児童生徒の学用品に関すること
	生涯学習班 （生涯学習課長）	1.所管する社会教育施設の災害対策、施設の確認に関すること 2.青少年教育施設の災害対策、施設の確認、宿泊者の安否確認に関すること 3.災害活動に協力する青年団体、社会教育団体等の連絡調整に関すること
	スポーツ・文化振興班 （スポーツ・文化振興課長）	1.所管する社会教育施設の災害対策、施設の維持管理、被害状況の確認に関すること 2.文化財の被害状況調査に関すること 3.出土文化財センターの連絡調整、被害状況の確認に関すること 4.国及び県等助成金申請及び拠出事務に関すること 5.系の予算執行及び庶務に関すること 6.歴史民俗博物館ホームページの運用に関すること 7.歴史民俗博物館の予算執行及び庶務に関すること 8.歴史民俗博物館施設の維持管理、被害状況の確認に関すること 9.歴史民俗博物館収蔵庫の維持管理、被害状況の確認に関すること 10.歴史民俗博物館収蔵資料の保存、被災文化財の受け入れに関すること
	国スポ・障スポ推進班 （国スポ・障スポ推進課長）	1.県、競技団体等との連絡調整に関すること
	図書館班 （図書館長）	1.建物及び物品の維持管理、被害状況の確認に関すること 2.諸証明サービスコーナーとの連携、被害状況の確認に関すること 3.資料の保管、被害状況の確認に関すること 4.書庫の維持管理、被害状況の確認に関すること 5.関係機関との連絡及び調整に関すること 6.図書館の庶務に関すること
湖南広域消防局 （湖南広域消防局長）	中消防署 （中消防署長）	1.気象情報、雨量水位情報の収集及び記録に関すること 2.各種警報発令に関すること 3.現場防災活動整備に関すること 4.救助活動に関すること 5.栗東市自衛消防連絡協議会との調整に関すること